**不在者投票の手引き**

**（指定病院・老人ホーム・身体障害者支援施設・保護施設等）**

**令和５年（２０２３年）２月**

**熊本県選挙管理委員会**

**は　じ　め　に**

　選挙の投票は、選挙の当日に、決められた投票所で行うことが原則ですが、用事や病気等のため選挙の当日に投票所に行けない方のための例外的な制度として、不在者投票制度が設けられています。

　この不在者投票制度のひとつとして、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（以下「指定施設等」という。）においては、入院・入所中の方が、その施設内で、その施設の長（病院長や施設長。不在者投票事務では、不在者投票管理者と呼びます。）の管理の下で、投票をすることができます。

　この指定施設等における不在者投票においては、不正の混入を避け、選挙の公正を確保するという点から、その手続が極めて厳格に定められていますが、全国的にみると選挙のたびに指定施設等における不在者投票の管理執行上の不備が問題になっており、場合によっては貴重な一票が無効となるばかりか、施設の関係者が検挙されるような事態も発生しています。

　この手引きは、そうした事態を招くことのないよう、指定施設等における不在者投票の事務手続や留意事項を解説したものです。

　この手引きをご活用いただき、より適切な不在者投票の管理執行を徹底してくださるようお願いいたします。

　令和５年（２０２３年）２月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県選挙管理委員会

**不在者投票事務チェックリスト**

|  |
| --- |
| 【投票用紙等の請求について】 |
| □ | １．県選挙管理委員会から指定を受けた施設であるか。　注）特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームが併設している場合など、同　　 施設内や同敷地内に複数の形態の施設がある際は、それぞれ県選挙管理委員会から の指定が必要です。（指定を受けていない病院・施設等に入院・入所している方を投　　 票させることは違法です。） |
| □ | ２．指定当時から、施設の名称や所在地が変わっていないか。　注）指定当時から、施設の名称や所在地に変更が生じた場合には、直ちに県選挙管理委 員会にその旨を届け出る必要があります。（指定の変更届出 P.55） |
| □ | ３．選挙人（入院・入所されている方）本人の意思に基づく請求であるか。　注）病院や施設が本人の依頼なく投票用紙等を請求することは違法です。 |
| □ | ４．選挙人本人から依頼書に署名をもらっているか。　注）選挙人の病状等により、依頼書に本人が署名することができない場合に限っては、 本人の意思を口頭等で確認のうえ、その確認をした不在者投票事務従事者の氏名　　 やその日時等を依頼書に記載し、必ず保管しておいてください。 |
| □ | ５．選挙人の「選挙人名簿に記載されている住所」の市区町村選挙管理委員会へ請　　求しているか。　注）施設の所在地の市区町村選挙管理委員会ではなく、各選挙人の選挙人名簿に記載さ れている住所の市区町村選挙管理委員会に請求してください。 |
| □ | ６．請求書の記載に誤記や記載漏れはないか。　注）選挙人の氏名や住所等の誤記や、備考欄への記載漏れ（引続居住が必要な場合）が ないか送付前に必ず確認してください。 |
| 【投票事務の事前準備について】 |
| □ | １．不在者投票管理者は、不在者投票立会人、不在者投票事務従事者を選任してい るか。　注）不在者投票管理者は、不在者投票立会人と不在者投票事務従事者を選任しなければ　　　なりません。選挙人自ら候補者名等を記載できない方がいる場合は、不在者投票事　　　務従事者を最低２名は選任しておいてください。（代理投票の補助者確保のため） |
| □ | ２．不在者投票立会人を選任するに当たり、市区町村選挙管理委員会が選定する立 会人等（外部立会人）を起用するよう努めているか。　注）施設内での投票の公正性を確保するため、公職選挙法第49条第10項の規定によ り、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選任する立会人等（外部立 会人）を起用するよう努めなければなりません。できる限りに早めに所在地の市区 町村選挙管理委員会へご相談してください。 |
| □ | ３．投票記載場所における投票の秘密保持のための設備は整っているか。　注）窓等はカーテンなどで外から見えないように徹底してください。また、投票記載台　　　についても、記載内容が見えないよう目隠しを設置するなどしてください。 |
| □ | ４．投票記載場所の中に候補者氏名等の掲示はされていないか。　注）指定施設における不在者投票の際に、投票記載場所における候補者氏名等の掲示は　　 禁止されています。候補者氏名や政党名等が記載されているポスターやチラシなど 全て撤去した上で、投票を行ってください。　　 選挙人から、候補者氏名等について知りたい旨の申請があった場合には、投票記載 場所以外の場所で、選挙公報や新聞等（候補者等を平等に取り扱ったもの）を見て もらうなどの対応をしてください。　 ※ やむを得ずベッドの上で投票する場合も同様です。病室や居室内に氏名の掲示がな　　 い状態で投票を行ってください。 |
| 【投票について】 |
| □ | １．投票しようとする者は、投票用紙等を交付された選挙人本人か。　注）事前に整理している名簿と突合するなどし、選挙人本人であることを確かめてくだ さい。なお、家族や付添人の方が代わって投票することはできません（違法）の で、十分にご注意ください。　※ 選挙人自ら投票用紙等を市区町村選挙管理委員会へ請求し、持参した者（本人請求） の場合には、必ず不在者投票証明書を開封し、確認してください。 |
| □ | ２．家族や付添人は退出させたか。　注）不在者投票記載場所へ入った後は、不在者投票事務従事者が選挙人の案内を行いま すので、家族や付添人は入室させないでください。なお、投票に時間を要すると想 定される場合などは、事前に家族や付添人と打合せする等の対応をしてください。　※　選挙人本人の意思による投票でなければなりませんので、御留意ください。 |
| □ | ３．投票用紙、不在者投票用封筒（内・外）は、全てその選挙人のもので間違いな いか。　注）複数の選挙人の投票用紙等が混在し、誤交付しないよう十分留意され、投票前にも　　　最終確認を必ず行ってください。 |
| □ | ４．投票用紙への記載内容、封筒の順番（内→外）、外封筒への署名等の一連の事 務についての説明に漏れはないか。　注）投票用紙記載後の手続きにミスが発生する事例が散見されます。投票用紙に記載後は、内封筒に入れ、その内封筒を外封筒に入れ、封をした後、外封筒の表面に当該選挙人が署名しなければなりません。署名の無い投票は、不受理となり開封されずに処理されますので、必ず交付の際に説明してください。 |
| □ | ５．外封筒への署名後、投票箱へ入れる前（選挙人退出前）に、不在者投票管理者 による確認等を行ったか。　注）不在者投票管理者は、署名後の不在者投票外封筒（投票用紙と内封筒はその中にあ 　　 る状態）を選挙人が投票箱へ投函する前（選挙人が退出する前）に、署名の漏れが 　　 ないことなどを確認してください。その上で、裏面に投票日時・投票場所・不在者 　　 投票管理者の職・氏名を記載（ゴム印可）してください。　 ※ 必ずしも投票所で使われている投票箱を使用する必要はありません。 |
| □ | ６．投票箱へ入れる前に、不在者投票立会人の署名をしているか。　注）投票箱に投函する前（選挙人退出前）に必ず不在者投票立会人の署名してください。 　 この投票が適正に実施されることを証するものですので、不在者投票管理者確認後　　 に必ず署名してください。 |
| □ | ７．投票用紙等を請求したが、投票しなかった者の分の投票用紙等は返還したか。　注）投票用紙等を請求したが、投票ができなかった方がいる場合には、その投票用紙　　 等一式を当該市区町村選挙管理委員会へ必ず返還してください。 |
| □ | ８．投票終了後の投票用紙が厳重に保管し、直ちに当該市区町村選挙管理委員会に 送致したか。　注）投票終了後は、直ちに当該市区町村選挙管理委員会へ送致してください。やむを得 　　 ず後日送致する場合は、金庫等で厳重に保管してください。なお、送致する際は、　　　投票済の不在者投票用外封筒を適当な封筒に入れ、不在者投票送致文（P.31）及び　　　不在者投票処理簿（P.32）とともに送付してください。 |
| ※代理投票の場合 |
| □ |  ○ 選挙人から代理投票の申出があった場合、不在者投票管理者は、不在者投票事 務従事者のうちから２名を代理補助者に選任したか。　注）不在者投票管理者は、選挙人から代理記載の申出があった場合、以下の手続きによ り代理記載を認めて、実施してください。　 ① 不在者投票管理者は、不在者投票立会人の意見を聞いて、当該選挙人が自書できな いと認められる場合、代理記載を認めてください。　 ② 不在者投票管理者は、不在者投票事務従事者の中から必ず2名の補助者（記載補助 者、立会補助者）を選任してください。（不在者投票立会人は補助者になれません ので、御注意ください。）　 ③ 投票記載場所で、記載補助者が当該選挙人の意見を聞き、その候補者氏名等を投票　　　用紙に記載し、その記載内容が選挙人の指示どおりか立会補助者が確認します。　 ④ 記載補助者が投票用紙を内封筒に入れ、それを外封筒に入れ封をした後、外封筒の 表面に記載補助者が当該選挙人の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出します。 |

**目　　　次**

第一　不在者投票制度

　1．不在者投票をすることができる場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

 2．不在者投票の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　1

第二　施設における不在者投票

　1．不在者投票のできる施設の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　2

 2．都道府県選挙管理委員会が指定する施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 3．施設で不在者投票ができる者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第三　施設における不在者投票に従事する者

 1．不在者投票管理者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 2．不在者投票立会人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 3．代理投票補助者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 4．事務従事者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 不在者投票の管理に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　 　（参考）郵便による不在者投票制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第四　不在者投票の管理事務

 1．不在者投票用紙等の交付請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

 2．投票用紙及び不在者投票用封筒の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

 3．不在者投票のできる期間及び時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

 4．投票記載所の準備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

 5．不在者投票立会人と代理投票補助者の選任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

 6．市区町村選挙管理委員会からの投票用紙等の受領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

 7．選挙人への投票用紙等の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

 8．不在者投票の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

 9．投票終了後の不在者投票用外封筒の送致 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

 10．不在者投票における公正確保等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

 11．経費の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

様　　式

様式　1　 宣誓書（兼請求書） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

様式　2　 依頼書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

様式　3　 請求書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

様式　4　 証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

様式　5　 不在者投票用外封筒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

様式　6　 不在者投票用内封筒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

様式　7　 不在者投票証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

様式　8　 不在者投票証明書用封筒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

様式　9　 不在者投票送致用封筒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

様式10 不在者投票の送付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

様式11 不在者投票処理簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

様式12 請求書（不在者投票事務経費）【請求者と口座名義が同一の場合】 ・・・・・・ 33

様式13 請求書（不在者投票事務経費）【請求者と口座名義が違う場合】　・・・・・・・・ 35

様式14 不在者投票者内訳書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

様式15 外部立会人の選定について（依頼） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

様式16 外部立会人の（選定／任命）について（通知） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

様式17 外部立会人の（選定／任命）について（通知） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

様式18 立会人選任書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

様式19 立会人承諾書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

様式20 領収書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

様式21 外部立会人実績報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

様式22 請求書（不在者投票外部立会人経費）【請求者と口座名義が同一の場合】　46

様式23 請求書（不在者投票外部立会人経費）【請求者と口座名義が違う場合】 ・ 48

　第37号様式　施設指定の申請書の様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

　第39号様式　施設指定の辞退届出の様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

　第40号様式　施設指定の変更届出の様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

（参考）

 １．関係法令　 ････････････････････････････････････････････････････････････ 56

　２．実例判例　 ････････････････････････････････････････････････････････････ 60

　３．各種公職の任期満了日　 ････････････････････････････････････････････････ 63

　４．熊本県及び市区町村の所在地等　 ････････････････････････････････････････ 64

　略符号　「法」　････････････････　公職選挙法

　　　　　「令」　････････････････　公職選挙法施行令

　　　　　「５５②Ⅱ等」　････････　第５５条第２項第２号等

**第一　不在者投票制度**

　選挙の投票は、選挙の当日（投票日）に投票所に行って投票することが原則ですが、不
在者投票は、投票日に自ら投票所へ行って投票することができない選挙人のために、投票
日の前に投票することができるように設けられた一般投票の例外的な制度です。

　このため、不在者投票を行うためには次のような法律で定められた一定の事由に該当す
る必要があり、その手続きも厳格かつ正確に行うことが要求されています。

**１．不在者投票をすることができる場合**（不在者投票事由：法４９①）

　　選挙人で選挙の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる場合。

**（１）１号事由**　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

**（総務省令で定める用務）葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その**

**他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において**

**行うべき用務とする。**

**（２）２号事由**　用務（１号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属す

　　る投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

**（３）３号事由**　選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害のため若しくは産褥にあ

　　るため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所、婦人補導院に収容されていること。

**（４）４号事由**　交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又

　　は当該地域に滞在をすること。

　　※　熊本県内には、これに該当する地域はありません。

**（５）５号事由**　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

**（６）６号事由**　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

　　　　　　　 （疫病含む。）

**２．不在者投票の方法**

　　前述１の不在者投票のいずれかの事由に該当する選挙人が不在者投票をする方法に
　は、次のようなものがあります。

（１）選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会における不在者投票

　　　････　長期出張中の場合、市区町村外への転居後間もない場合など

（２）選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会における不在者投票

　　　････　投票の日においては18歳未満であるが選挙当日までに満18歳に達する者など

（３）国立保養所、労災リハビリテーション作業所、都道府県選挙管理委員会が指定する
　　病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設における不在者投票

（４）刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所、婦人補導院における不在者投票

（５）船舶内又は総務省令で定める市町村(指定)の選挙管理委員会における不在者投票

　　　････　船員のみ

**第二　施設における不在者投票**

**１．不在者投票のできる施設の種類**

　　各施設からの申請に基づき都道府県選挙管理委員会が指定した施設（指定施設）及び
　法令で定められた施設（刑事施設等）において、不在者投票を行うことができます。

|  |
| --- |
| **【指定施設】**　①　病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む）　②　老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費　　老人ホーム及び有料老人ホーム）　③　身体障害者支援施設　④　保護施設**【法令で定められた施設】**　⑤　国立保養所　⑥　労災リハビリテーション作業所　⑦　刑事施設、労役場、監置場又は警察留置場　⑧　少年院、少年鑑別所　⑨　婦人補導院 |

**２．都道府県選挙管理委員会が指定する施設**

　　不在者投票ができる施設の指定を受けるためには、県選挙管理委員会に申請する必要
　があります。申請受付後、県及び市区町村選挙管理委員会職員による施設調査を行った
　うえ、県選挙管理委員会における審議を経て指定を行います。

**（１）指定施設**

　　　指定施設とは、次のうち都道府県選挙管理委員会が指定した施設をいいます。

　　①　指定病院：医療法にいう病院のほか、介護保険法にいう介護老人保健施設及び介
　　　護医療院も含む。

　　②　指定老人ホーム：老人福祉法第５条の３に規定する老人短期入所施設、養護老人

　　　ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び同法第29条に規定する有料老

　　　人ホーム

　　③　指定身体障害者支援施設：障害者総合支援法第５条第１１項に規定する障害者支

　　　援施設及び同条第２８項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法第４

　　　条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。

　　④　指定保護施設：生活保護法第３８条第１項に規定する救護施設、更生施設

|  |
| --- |
| **【指定における留意事項】**　例えば、特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームを併設している場合など、**同施設内に複数の形態の施設がある場合には、それぞれ指定を受ける必要があります。** |

**（２）指定施設への指定**

|  |
| --- |
| **【指定までの流れ】**　※　申請から指定までに通常２～３カ月を要します。1. 施設による申請

　　　**不在者投票施設指定申請書**（第37号様式・P50～P53）により申請書を作成　②　県及び市区町村選挙管理委員会職員による施設調査　　　投票実施方法の説明、投票記載所の確認等　③　県選挙管理委員会で審議、指定 |

　　なお、指定後に「施設の名称」、「所在地」に変更があった場合は、**指定施設の変更届
　出**（第40号様式・P55）を、諸事情により指定を取り消したい場合には、**指定辞退届出** （第39号様式・P54）を県選挙管理委員会に提出してください。

**３．施設で不在者投票ができる者**

　　不在者投票のできる者は、次の全ての条件を満たしていなければなりません。

**（１）選挙人であること**〔法４９〕

　　　不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人が

　　投票できます。

**（２）指定施設等に入院（入所）中又は収容中であること**〔令５５②、④ⅡⅢ〕

　　　不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人が

　　投票できます。

**（３）指定施設等に入院（入所）している者で、次のいずれかに該当する者**〔法４９①〕

　　①　病気、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のために若しくは産褥のため歩行が

　　　困難であること。

　　　（歩行が可能で投票所で投票ができる者は不在者投票の対象とはなりません。）

　　　〔法４８の２①Ⅲ〕

　　②　歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票

　　　区の区域外にある指定施設等に入院（入所）中であること。〔法４８の２①Ⅱ〕

③　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

|  |
| --- |
| **【留意事項】**指定施設に入院（入所）中の選挙人の付添人や指定施設の職員は投票できません。 |

**第三　施設における不在者投票に従事する者**

**１．不在者投票管理者**

**（１）不在者投票管理者となる者**

　 ①　**不在者投票管理者**

　　　　指定病院、指定老人ホーム等において選挙人が不在者投票を行う場合は、その病

　　　院長、老人ホームの長、施設の長が「不在者投票管理者」となります。

　　②　**病院長、老人ホームの長、施設の長に事故がある場合など**

　　　　病院長、老人ホームの長、施設の長が**候補者となった場合**、外国人（日本国籍を

　　　有しない人）である場合又は病院長等に事故があり又は欠けた場合は、**その職務を代理すべき者**が不在者投票管理者となります。

**（２）不在者投票管理者の事務**

　　①　**不在者投票管理者の職務**

　　　ア　不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定をすること

　　　イ　不在者投票事務に従事する者を指揮監督し不在者投票事務全般を管理執行すること

　　②　**不在者投票管理者の主な担任事務**

　　　　不在者投票管理者が行うべき事務には概ね次のようなものがあります。

　　　ア　選挙人に代わって市区町村の選挙管理委員会委員長に投票用紙及び不在者投票
　　　　用封筒（外封筒・内封筒)の交付を請求すること〔令５０④〕（P7～P8参照）

　　　イ　交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）を選挙人に渡
　　　　すこと〔令５３④〕（P9参照）

　　　ウ　投票用紙・不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）及び不在者投票証明書を点検
　　　　すること〔令５８①・②〕（P13参照）

　　　エ　不在者投票記載場所の設備を設けること〔令５８④、３２〕（P11～P12参照）

　　　オ　立会人を選び､不在者投票に立ち会わせること〔令５８③、５６③〕(P12参照)

　　　カ　代理投票の申請を受けた場合､その許否を決定すること〔令５８④､５６④･⑤〕

　　　　　（P14参照）

　　　キ　投票の終わった不在者投票を市区町村の選挙管理委員会の委員長に送致すること

　　　　 〔令６０①〕（P15参照）

　※　不在者投票用紙等の請求・交付の流れについては、P10参照。

|  |
| --- |
| **【事務上の留意事項】**不在者投票管理者は、不在者投票のてん末を**不在者投票処理簿**（様式11・P32参照）に記載し、**保管**しておくとともに**その写しを市区町村の選挙管理委員会（熊本市の場合は、区の選挙管理委員会）に送付してください。** |

**２．不在者投票立会人**

　　不在者投票立会人は、投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を
　果たします。不在者投票管理者は、**選挙権を有する者**の中から立会人を最低１人選任し
　ておかなければなりません。なお、**立会人は**１人でも差し支えありませんが、**不在者投
　票管理者や代理投票補助者を兼ねることはできず、投票用紙等の交付事務を行うこともできま
 せん。**

　　また、立会人は投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名（自書）します。こ

　の**署名のない投票は、選挙当日不受理となります**ので注意してください。

|  |
| --- |
| **【立会人の心がまえ】**　　立会人は、不在者投票管理者の下において、投票事務の公正を確保するため公益　代表として不在者投票事務全般に立ち会う重要な職責を有していますので、特に次　の事項に注意してください。　①　投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思にしたがって　　投票することができるよう、不在者投票管理者に意見を申し出るなど不在者投票　　管理者に協力すること。　②　用便その他真にやむを得ない理由がある場合のほかは投票記載場所を出ないこ　　と。やむを得ず投票記載場所の外に出るときは、不在者投票管理者に連絡し、最　　低１人が在室するようにすること。　③　ひとたび承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職責上、正当　　な理由がなくその職務を怠ったときは罰則の適用があること。〔法２５５〕 |

**３．代理投票補助者**

　　心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない選挙人には

　代理投票をさせることができます。この場合、不在者投票管理者は立会人の意見を聞い

　て、事務従事者（後述）から補助者**２人**を選任することになります。

　　投票記載所において、その補助者１人（立会補助者）の立ち会いのもとに、別の補助

　者（記載補助者）が選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出

　します。

**４．事務従事者**

　　不在者投票管理者の指示のもとで、投票用紙を市区町村の選挙管理委員会から取り寄

　せたり､選挙人に渡したり､投票済み封筒を市区町村選挙管理委員会へ送付したりします。

**＜　不在者投票の管理に当たっての留意事項　＞**

　　選挙人の権利行使の機会を提供するために設けられている各施設の不在者投票。とこ
　ろが、第三者が立ち会うことのない施設での不在者投票は、一般の選挙人からいわれの
 ない疑惑の念を抱かれることも少なくはありません。

　　そのため、事務遂行に当たっては次の点を念頭に、適正な処理をお願いします。

　①　不在者投票の管理に当たっては、**自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保
　　持**を期し、また、**選挙人に威圧**を加えることのないようにしてください。

　②　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、**業務上の地位を利用して選挙運動をする
　　ことができません**ので、特に注意してください。〔法１３５〕

　③　不在者投票管理者、不在者投票の立会人、代理投票の補助者その他不在者投票事務
　　に従事する人は、**法規を遵守し、公正、的確に事務を処理**してください。また、

　　**選挙人の疑惑を招くような言動がないように常に細心の注意を払ってください。**

　④　不在者投票をする場合は、あらかじめ、事務処理方法、事務の分担等の計画を立て、
　　立会人や事務の補助を行う人を選任し、関係者の打ち合わせを行うなど、不在者投票
　　が円滑に実施できるように配慮してください。

|  |
| --- |
| **【不在者投票に関する罰則について】**不在者投票管理者、不在者投票の立会人、代理投票の補助者については、法第２５５条の規定により、**職権濫用による選挙の自由妨害罪**（法２２６）、**投票の秘密侵害罪**（法２２７）、**投票偽造罪**（法２３７）、**立会人の職務懈怠罪**（法２３８）**等の罰則の適用があります。**全国的に、不在者投票管理者等が、入所者の意思を確認せずに投票用紙を請求したり、勝手に投票するなどして逮捕される事例が発生していますので、法令順守の徹底をお願いします。 |

|  |
| --- |
| **（参考）郵便による不在者投票制度について**　　昭和４９年６月の法律改正により、郵便による不在者投票制度が創立され、昭和　５０年３月１日から施行されています。　　これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に　規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人、また、介護保険法上の要介護者で、　介護保険の被保険者証に要介護５と記載されている人のうち、あらかじめ市区町村　選挙管理委員会から、郵便投票証明書の交付を受けた選挙人本人が自ら投票用紙及　び郵便による不在者投票用封筒の交付を請求し、現在する場所で投票を記載した　後、市区町村の選挙管理委員会の委員長に郵送する制度です。　　この制度により行う不在者投票は、たとえ入院（所）中の指定病院等で投票を行　うこととなっても､指定病院等の長が不在者投票管理者となって行う不在者投票では　ありません。　　また、郵便による不在者投票をすることができる人が、この制度に基づかず、入　院(所)中の指定病院等で一般の不在者投票を行う場合は、病院長等が不在者投票管　理者となりますので、この手引きに従った処理をすることとなります。 |

**第四　不在者投票の管理事務**

**１．不在者投票用紙等の交付請求**

　　・　請求用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法

　　　（以下「本人請求」という。）と病院長・老人ホームの長・施設の長（又はこれら

　　　の代理人）が選挙人に代わって請求する方法（以下「代理請求」という。）の二つ

　　　があります。

　　・　いずれの場合においても、投票用紙等の交付請求は、選挙期日の前日までに各選

　　　挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会（熊本市の場合

　　　は、区の選挙管理委員会）の委員長に対して、直接又は郵便等をもって行うことと

　　　なります（電子メール、ファクシミリは不可）。

　　・　**請求は選挙期日の公示又は告示の前でもできます。なお交付の時期は直接の場合は、
　　　 公示又は告示の日の翌日、郵便の場合は各市区町村で定めた日（一般的に２日前）となり**

**ます。**

　　本人請求の場合

　　　病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者が、病院長、

　　老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで、自ら自己の登

　　録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して次の文

　　書を添えて、直接に、又は郵便で請求します。〔令５０①〕

　　　①　投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書（様式１参照）。

　　　②　不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書〔令５２〕（様式１参照）。

　　　なお、選挙人が直接請求する場合には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投

　　票する旨〔令５０①〕を、また盲人である選挙人が点字で投票しようとする場合には、

　　点字で投票したい旨〔令５０③〕を申し立てなければなりません。

　　　※　船員の場合、知事･県議会議員選挙については、このほか次ページを御参照く

　　　　ださい。

　　代理請求の場合

　　　病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は、病院に入院中の

　　患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び不在者投票用

　　封筒を請求してほしい旨の依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由

　　があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の

　　選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて、直接に、又は郵便で請求します。

　　（様式）

　　　①　依頼書（様式２参照）･･････　病院、老人ホーム、施設等で保管して（処理簿

　　　　にとじあわせて）おいてください。

　　　②　請求書（様式３参照）

　　　なお、この請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨

　　を、また、選挙人が点字で投票しようとする場合は、その旨を申し立てなければなり

　　ません。〔令５０④〕

|  |
| --- |
| **【投票用紙等を請求する際の注意点】**　　選挙人からの依頼によって請求する場合は、必ず選挙人から依頼書（様式２）を　とっておいてください。　　**選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求すること　 はできません。** |

|  |
| --- |
| **【請求時の事務的な留意事項】****・　船員（船員手帳を有し、市区町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の****交付を受けている者をいいます。）の場合は、次の例外があります。**入院又は入院中の選挙人が**船員である場合は**、前記の **本人請求** 又は **代理請求** いずれの場合も、選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。なお、船員は、総務省令で指定された市町村（本県では八代市、水俣市、宇城　市、天草市）の選挙管理委員会の委員長に対しても請求ができますが、この場合に　は、さらに船員手帳が必要です。　（この方法によって総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に請求　する場合は、選挙期日の公示又は告示のあった日からしか請求できません。）**・　県知事選挙又は県議会議員選挙**においては**県内市町村間の住所移転者**で前住所地で投票できる選挙人が投票用紙等を請求する場合は、引き続き県内に住所を有することを証するに足りる文書（様式４に準ずる文書）を提示し、又は**引き続き****県内に住所を有することの確認を受けたい旨を請求書**（代理請求の場合は、依頼書）**に記載**し、確認を受けなければなりません。※　請求書の様式中に記載箇所がありますので、必要な場合は当該箇所に必要事　項を記載し、当該市区町村選挙管理委員会へ送付してください。〔法４４③、令３４の２、令３４の３、令５０⑤〕**・**上記の前住所地で投票できる選挙人には、選挙期日から逆算して概ね４か月以内　に県内市町村間で住所を移転された方が該当する可能性がありますので御留意いた　だくとともに、詳細は前住所地又は現在地の市区町村選挙管理委員会にお問い合わ　せください。 |

**２．投票用紙及び不在者投票用封筒の交付**

　　本人若しくは、本人の依頼に基づく病院長、老人ホームの長、施設の長（又はこれら
　の代理人）からの請求があると、市区町村の選挙管理委員会の委員長から、次の諸用紙
　が直接交付されるか又は郵送されてきます。

選挙管理委員会から交付されるもの

　本人請求の場合　→　選挙人本人に交付される。

　　　①　投票用紙

　　　②　不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（様式5・6）

　　　③　不在者投票証明書（様式7）（不在者投票証明書用封筒（様式8）に入っている）

　　代理請求の場合（病院長、老人ホームの長、施設の長が本人に代わって請求したもの
　　　　　　　　　　である場合）　→　これらの長（又はその代理人）に交付される。

　　　①　投票用紙

　　　②　不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（様式5・6）

　　　　　※投票用紙､不在者投票用封筒を受け取ったら直ちに選挙人に渡さなければなりません｡

　　　　　〔令53④〕

　　入院又は入所中の選挙人が**船員**である場合は、上記のほかに「選挙人名簿登録証明
　書」が返付されます。なお、船員手帳を提示した選挙人（総務省令で指定された市町村
　の選挙管理委員会の委員長に請求した選挙人）に対しては、船員手帳も返付されます。

**３．不在者投票のできる期間及び時間**

　　不在者投票は、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日ま

　で、毎日午前８時３０分から午後５時の間に行います。

上記期間中に選挙人から投票したい旨の申出があった場合、施設が定めた投票日と異なっていても、これを拒否することはできません。

なお、選挙期日の公示又は告示の日は、次のように選挙の種類によって異なります。

　　特に、町村長及び町村議会議員選挙は、当該期間が４日間と不在者投票ができる期間
　短いので、余裕を持って事務手続きを進めてください。

|  |
| --- |
| 衆議院議員選挙　　　　　　　　　選挙の期日の 少なくとも 12日前に公示(告示)参議院議員選挙　　　　　　　　　選挙の期日の 少なくとも 17日前に公示(告示)知　事　選　挙　　　　　　　　　選挙の期日の 少なくとも 17日前に告示指定都市の長の選挙　　　　　　　選挙の期日の 少なくとも 14日前に告示県・指定都市の議会議員選挙　　　選挙の期日の 少なくとも ９日前に告示その他の市長及び市議会議員選挙　選挙の期日の 少なくとも ７日前に告示町村長及び町村議会議員選挙　　　選挙の期日の 少なくとも ５日前に告示 |

　※　前述のとおり、不在者投票用紙等の請求は、選挙期日の公示又は告示の前にするこ

　　とができ、また不在者投票用紙等の交付も郵便による交付の場合、選挙期日の公示又

　　は告示前に行われますが、不在者投票は必ず、選挙期日の公示又は告示の日の翌日以

　　降に行われるようご注意ください。**（そうでないと、不在者投票が無効となります）**

**＜　不在者投票用紙等の請求から交付まで（投票前まで）の流れ　＞**

　不在者投票管理者

　　病院長・老人ホームの長

　　身体障害者支援施設の長

　　保護施設の長

名簿登録地の市区町村選挙管理委員会委員長

不在者投票事由の有無等について審査

請　求

選　挙　人

選　挙　人

請　求

交　付

交　付

交　付

宣誓書（様式１）

投票用紙等の請求書

　　（様式１）

　　（船員の場合―

　 　 名簿登録証明書）

投票用紙

不在者投票用封筒

　（外封筒・内封筒）

不在者投票証明書

（船員の場合―

　 　名簿登録証明書）

投票用紙

不在者投票用封筒

　　　（外封筒・内封筒）

　　　（船員の場合―

　　　　　名簿登録証明書）

　　代　理　請　求　者

　（不在者投票管理者）

（依　頼） 　･･････依頼書（様式２）

･･･投票用紙等の請求書（様式３）

（船員の場合―名簿登録証明書）

……

……

……

**４．投票記載所の準備**

**（１）投票記載所の条件**

　　・　不在者投票管理者は、投票記載所について、**他人が選挙人の投票の記載を見るこ**

**とができないように、投票の秘密を保持し、また投票用紙の交付その他の不正が行**

**われることを防止する為に相当の設備を設けなければなりません。**

　　　〔令５８④で準用する令３２〕（下図参照）

　　**（設　置　例）**

　　　　　　　　　　　囲い

囲

い

囲

い

　　　　　　　　　　　目かくし

　　　　　　　　　 筆記用具

　　・　投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等の候補者の氏名や政党の名称等

　　　が記載された紙片等を掲示することはできません。

　　・　**候補者の氏名等は一切掲示しないこと**

|  |
| --- |
| **【投票記載所における候補者氏名の掲示の禁止】**　　一般の投票所や選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載所（市･区役　所、町村役場等）においては、公職選挙法第１７５条の規定により、候補者等の氏　名等を掲示していますが、不在者投票指定施設における不在者投票にはそのような　制度は認められていませんので、**投票記載場所に立候補者の氏名一覧や、選挙公報**　**等を掲げることはできません**。　　なお、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があった場合は、投票記載　所以外の場所で、選挙公報や新聞等（候補者等を平等に取り扱ったもの）を見ても　らうといった対応が考えられます。 |

**（２）ベッドの上での投票について**

　　　原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著

　　しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会

　　いがある限りベッドの上ですることができます。この場合には、投票の秘密保持に十

　　分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

　　　なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等の候補者の氏名等

　　が記載された文書図面を掲示することはできませんので、掲示してある場合は撤去さ

　　せた後、投票させてください。（前ページ参照）

**５．不在者投票立会人と代理投票補助者の選任**

　・　不在者投票管理者は、選挙権を有する者を最低１人選任し、不在者投票に立ち会わ

　　せなければなりません。〔令５８③において準用する令５６③〕

　　　この**立会いがなく行われた不在者投票は無効**となります。

　・　立会人の職務は、投票用紙、不在者投票用封筒等の点検から選挙人の投票用紙の記

　　載、封筒へののりづけ及び送致のための不在者投票管理者の受取りに至る全手続きに

ついて立ち会うことです。

　・　不在者投票管理者は、代理投票を行う場合には、代理投票補助者２人を選任する必

　　要があります。

　※　**不在者投票管理者、立会人、代理投票補助者は、職務を兼ねることはできません**。

　　　また、立会人は事務従事者と兼務できません。したがって、不在者投票をする場合

　　は、不在者投票管理者と立会人の２人（不在者投票管理者が事務従事者を兼ねる場合。

　　　なお、代理人投票を行う場合は、別に補助者２人）が最低必要となりますが、別途、事務従事者を置くことが望ましいです。そして、管理者に事故等があった場合に備えて、職務代理者を１人選任しておいてください。

|  |
| --- |
| **【不在者投票立会人の外部選任】**　　平成２５年５月の法改正により、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員　会が予め選定した者を立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な　実施に努めなければならない旨の努力義務が設けられています。〔法４９⑨〕　　**不在者投票をよりいっそう公正に実施するため、不在者投票立会人にはできるだけ施設 職員以外の第三者（外部立会人）を選任するようお願いします。**　【詳細は、P17「10.不在者投票における公正確保等について」を参照ください。】 |

**６．市区町村選挙管理委員会からの投票用紙等の受領**

　　投票用紙等の請求を受けた市区町村選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿と対照し、

　その請求が適当であると認めたときは、投票用紙等を不在者投票管理者（又は代理人）

　に交付し、又は郵便をもって発送します（事前に請求があった場合は、選挙期日の公示

　（告示）日の翌日以降、直ちに発送等する扱いになります）。受領した際には、必ず以

　下の事項を確認してください。

　①　投票用紙及び不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致するか。

　②　点字によって投票する旨の申し立てをした選挙人に対して交付された投票用紙に、

　　点字が付されているか。

**７．選挙人への投票用紙等の交付**

　　投票用紙は、投票記載所で交付するように配慮することが管理上必要です。その際は、

　以下の事項に留意してください。

**（１）選挙人の確認**

　　　投票しようとする者が、投票用紙等を交付された選挙人であるか否かを確認してく

　　ださい（家族又は付添人の方が代わって投票することはできません。）。選挙人自ら投

　　票用紙等を持参した者については、不在者投票証明書によって確認してください。

**（２）投票用紙等の点検**

　　　次の事項を点検してください。

　　①　所定の投票用紙であるか

　　②　破損又は汚損していないか

　　③　候補者の氏名等が事前に記載されていないか

　　　※　投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は、

　　　　当該選挙人に交付された投票用紙等を名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委

　　　　員長に返還し、その投票用紙等と引き替えに再交付の請求をさせたうえ、正規の

　　　　方法で不在者投票を行わせてください。

**（３）不在者投票証明書の点検**

　　**（本人が市区町村の選挙管理委員会委員長に直接請求した場合のみ）**

　・　選挙人が自ら投票用紙等を請求したときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示さ

　　せ、その封筒が開封されていないかどうかを点検し、その内容を点検しますが、この

　　不在者投票証明書在中の封筒が開封（披）されているときには、それが誤って開封さ

　　れているものかどうかに関係なく、投票させることはできません。〔令５８②〕

　・　この不在者投票証明書に記載してある「投票をしようとする病院、老人ホーム、そ

　　の他の施設の名称」と既に不在者投票をしようとしている病院、老人ホーム、施設と

　　が一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票させて

　　かまいません。

**８．不在者投票の方法**

**（１）自書による投票**

　　投票は次の①から⑧の順序で行われます。

　①　選挙人は、投票用紙に候補者１人の氏名等(\*1)を自書します。

　　 \*1:衆議院比例代表選出議員の選挙の場合は、政党その他の政治団体１つの名称又は略称。

　　　 参議院比例代表選出議員の選挙の場合は、候補者１名の氏名又は政党その他の政治団体
 １つの名称又は略称。

　②　選挙人は、①の投票用紙を不在者投票用**内**封筒（以下「内封筒」）に入れて封をします。

　③　選挙人は、②の内封筒を不在者投票用**外**封筒（以下「外封筒」）に入れて封をします。

　④　選挙人は、③の外封筒の所定の欄に署名（選挙人名）します（点字投票をする場合
　　には、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で署名した後封筒を入れます）。

　⑤　選挙人は、④の外封筒ののりづけが終わったら、不在者投票管理者に提出します
　　（投票記載所以外の場所で選挙人に代わって封筒ののりづけ等しないようにしてくだ
　　　さい）。

　⑥　不在者投票管理者は、外封筒の投票者欄に選挙人の氏名（代理投票の仮投票の場合
　　（後述）には記載補助者の氏名も）が記載されているかを確認し、外封筒に、投票年
　　月日、投票場所及び不在者投票管理者の職・氏名を記載してください（この場合、必
　　ずしも自書は必要なく、ゴム印等を使用しても構いません）。（様式５参照）

　⑦　**投票立会人は、⑥の外封筒の所定の欄に署名します（この場合、ゴム印等は使えず、
　　必ず自書しなければなりません）。**

　⑧　不在者投票管理者は、投票済封筒を投票立会人から受け取ったら、投票箱に入れて
　　ください（必ずしも投票所で使われている投票箱を使用する必要はありません）。

**（２）代理人投票を希望する者がいる場合**

　・　心身の障害その他の事由のため候補者の氏名等(\*1)を自書できない選挙人がいると
　　きは、不在者投票管理者に申請させて代理投票させることができます。〔法４８〕

　　　この申請は、口頭でも差し支えありません。

　　　代理投票の手続は次の順序で行われます。

　 ①　立会人の意見を聞いて補助者２人（記載補助者、立会補助者）を選任します。

 　②　投票記載所で、選挙人の指示する候補者１人の氏名等を記載補助者が記載します。

　 ③　立会補助者は、選挙人が指示したとおりに記載されているかを確認します。

　 ④　記載補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をします。さらにこれを外封筒に入れ
　　 封をし、外封筒の所定の欄に選挙人の氏名を記載して不在者投票管理者に提出します。

　 ⑤　以下（１）⑥～⑧と同じです。

　・　不在者投票の代理投票の場合は、不在者投票管理者、立会人（不在者投票事務全体

　　に立会う者）、代理投票の記載補助者（選挙人にかわって記載を行う者）、代理投票の

　　立会補助者（代理投票に立会う者）の４人が最低必要になりますが、別途、事務従事

　　者を置くことが望ましいです。そして、管理者に事故等があった場合に備えて、職務

代理者を１人選任しておいてください。

　・　選挙人に代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見

　　を聞いたうえ拒否することになります。〔令５８④で準用する令５６⑤で準用する令

　　４１①〕

|  |
| --- |
| **【代理投票における補助者の要件】**　　平成２５年５月の法改正により、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者　は、**不在者投票記載場所において投票に係る事務に従事する者から２人**を定めると　されましたので次の点に留意してください。〔法４８②〕　①　投票管理者に、代理投票をする選挙人に付き添うことを認められた家族であっ　　ても、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続き　　には関与することはできないものであること。　②　代理投票の補助者が選挙人本人の意思確認をするに当たっては、個々の選挙人　　の状況にきめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力すべきものであるこ　　と。 |

**（３）代理投票の仮投票をさせる場合**

　・　（２）で、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意

　　見を聞いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があると

　　き、又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投

　　票をさせることになります。〔令５８④で準用する令５６⑤で準用する令４１②･③〕

　・　代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者２人のうち、記載補

　　助者（投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者）に、その者の氏名を不在者投票

　　用封筒（外封筒）の表面左下段に｢代理記載人○○○○｣と記載させて提出させること

　　になります。（令５８④で準用する令５６⑤）

**９．投票終了後の不在者投票用外封筒の送致**

　　投票が終了した不在者投票用外封筒の送致は、次の事項に留意してください。

　　①　不在者投票の手続きが終わった不在者投票用外封筒（選挙人自らが投票用紙等を
　　　請求した場合は、「不在者投票証明書」も同封）を適当な封筒に入れて封をし、そ
　　　の表面に 選挙 及び 不在者投票在中 の旨を明記（朱書）し、その裏面に記名し、

直ちにこれを選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に直接又は

郵送で送致してください。（様式９参照）

　　②　不在者投票送致文（様式１０）に不在者投票処理簿（様式１１）を添付し、①の

　　　封筒とともに送付してください。

|  |
| --- |
| **【選挙管理委員会へ送致する前の最終確認事項】**①　不在者投票用封筒（外封筒）に**投票年月日、投票の場所の記載や不在者投票管理　者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないことがありま　すので注意してください**。（令６０①）　　不在者投票を市区町村選挙管理委員会に送致（直接持参するか、郵送するか、い　ずれかの方法でもよい）する場合は、もう一度このことを確認してください。②　投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受け、**不在者投票をしなかった選挙人が　いる場合は、その使用しなかった投票用紙等は、交付を受けた市区町村の選挙管理　委員会の委員長に返還してください。**　　なお、不在者投票は、不在者投票管理者から選挙人の属する市区町村の選挙管理　委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じ　る時刻（閉鎖時刻の繰上げをしていない投票所は午後８時）までに投票所へ到達し　ないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして取り扱われますの　で、時間的な余裕に配慮のうえ、送付してください。 |

**＜不在者投票（投票用紙等が届いてから選挙管理委員会へ送致するまで）の流れ＞**

不在者投票管理者

病院長・老人ホームの長

身体障害者支援施設の長

保護施設の長

（立会人の選任）

選　挙　人

　　送致用封筒に次のことを記入

　　◦ 封筒の表面に　　　　　　　　　　　　　 と明記

　　　（朱書）

　　◦ 封筒の裏面に病院、老人ホーム、施設の所在地、

　　　名称、不在者投票管理者の職、氏名を記入、押印

**選挙**

**不在者投票在中**

送致用封筒に封入

送致

送致

　　①　投票用紙に候補者氏名を記載

　　②　それを内封筒に入れて封入

　　　　　（のりづけ）

　　③　さらにこれを外封筒に入れて封入

　　　　　（のりづけ）

　　④外封筒に選挙人の氏名を署名

　　点字投票の場合は、内封筒に入れる

前に点字で選挙人の氏名を記載する。

※　代理投票の場合は14ページ参照

（不在者投票証明書は開封して点検）

提　　示

提　　出

点　　検

返還

　　本人請求のものは、このほかに不在

者投票証明書（封筒に入っている）

（投票用紙、不在者投票用封筒）

外封筒に次のことを記入

①　投票年月日

②　投票場所

③　不在者投票管理者の職・氏名

　　　　　　　　　（別添記載例参照）

立会人署名

（かならず立会人の自書した署名）

投票記載

　　　　　　　　　　◦投票用紙

　　　　　　　　　　◦不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）

点線枠内の事務には立会人の立会が必要です。

◦ 送致先は選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

**１０．不在者投票における公正確保等について**

◦ 選挙人所属投票区の投票管理者

（投票所閉鎖時刻までに到達を要する）

**（１）不在者投票における公正確保の努力義務**〔法４９⑨〕

　　　不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会があらかじめ選定した者を立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務が設けられています。

　　　不在者投票のよりいっそう公正な実施の確保のため、外部立会人の選任等につい
て、検討をお願いします。なお、各取組みの方法については、市区町村の選挙管理委員会によって取扱いが異なりますので、各施設の所在する市区町村の選挙管理委員会に相談してください。

　　①　市区町村の選挙管理委員会が**選定又は任命**した者を外部立会人として不在者投票

　　　に立ち会わせる。

　　②　市区町村の選挙管理委員会の職員を外部立会人として不在者投票に立ち会わせる。

　　③　不在者投票が行われている時間中に、市区町村の選挙管理委員会の職員の派遣を

　　　求め、不在者投票が公正かつ適正に実施されているか確認してもらう。

**（２）外部立会人の選任方法**

　　　上記（１）①で、市区町村の選挙管理委員会が**選定又は任命**した外部立会人を選任

　　する場合、基本的に次の２通りがありますが、市区町村の選挙管理委員会によって選

　　任方法が異なりますので、各施設の所在地の市区町村の選挙管理委員会に外部立会人

　　の選定を申し出る際に、確認してください。

　　①　市区町村の選挙管理委員会が選定（人選）した者を、不在者投票管理者が外部立

　　　会人として選任する方法。

　　②　市区町村の選挙管理委員会が市町村の特別職の公務員として外部立会人を任命し、

　　　その者を不在者投票管理者がその外部立会人として選任する方法。

**（３）外部立会人の選任手続きの流れ**

　　　上記（２）の市区町村の選挙管理委員会が**選定又は任命**した者を外部立会人として

　　選任する場合は、以下の手順によります。

　　①　不在者投票管理者は、不在者投票の実施を希望する日時を記載した外部立会人選

　　　定依頼書を、各施設の所在する市区町村の選挙管理委員会に提出してください。

　　　（様式１５）【不在者投票管理者 ⇒ 市区町村選管】

　　②　市区町村の選挙管理委員会は、外部立会人候補者名簿に記載されている外部立会

　　　人候補者と施設双方の日時等を調整します。

　　　【市区町村選管 ⇔ 外部立会人】

　　③　市区町村の選挙管理委員会は、外部立会人候補者を**選定又は任命**し、決定した日

　　　時等を記載した外部立会人〔選定／任命〕通知書を外部立会人に送付します。

　　　（様式１６）【市区町村選管 ⇒ 外部立会人】

　　④　市区町村の選挙管理委員会は、決定した日時、外部立会人候補者名、連絡先等を

　　　記載した外部立会人〔選定／任命〕通知書を不在者投票管理者に送付します。

　　　（様式１７）【市区町村選管 ⇒ 不在者投票管理者】

　　⑤　不在者投票管理者は、集合時間や集合場所を記載した立会人選任書を、市区町村

　　　の選挙管理委員会が**選定又は任命**した外部立会人本人に対し送付してください。

　　　（様式１８）【不在者投票管理者 ⇒ 外部立会人】

　　⑥　外部立会人は立会人承諾書を不在者投票管理者に提出します。

　　　（様式１９）【外部立会人 ⇒ 不在者投票管理者】



**（４）外部立会人に対する謝金等の支払い**

　　　市区町村の選挙管理委員会が選定（又は任命）した外部立会人には、謝金等を支払

　　う場合がありますが、支払い方法は上記（２）の①と②で異なりますので御注意くだ

　　さい。

　＜上記（２）①の方法による場合＞

　　　不在者投票管理者が、外部立会人に対して、実際に従事した時間に応じて謝金及び

　　旅費を支払うことになります。

　　　外部立会人への謝金等の支払の際には、領収書（様式２０）を徴する必要がありま

　　す。

　　　なお、外部立会人に係る謝金等については、その選挙を管理する選挙管理委員会が

　　負担することになります（その選挙を管理する選挙管理委員会によって取扱いが異な

　　る場合があります。）。（詳細は、次ページ「１１．経費の請求」を参照ください）

　　　**また、市区町村の選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合は、**

　　**選挙管理委員会による費用の負担はありませんので御注意ください。**

　＜上記（２）②の方法による場合＞

　　　市区町村の選挙管理委員会が外部立会人に直接報酬等を支払いますので、不在者投

　　票管理者から謝金等をお支払いいただく必要はありません。

　　　ただし、この場合、市区町村の選挙管理委員会に対して外部立会人実績報告書（様

　　式２１）を提出してください。

**１１．経費の請求**

**（１）不在者投票の事務に要する経費**

　　　不在者投票管理者は、公職選挙法第２６３条、同法第２６４条により、選挙人から代

　　理請求の申し出があり、投票用紙等を請求し、交付を受け、選挙人投票終了後、記入

　　の上、送付した場合においては、費用は公費で負担します。

　　　そのため、不在者投票の終了後１か月以内を目処に経費の請求をしてください。

　　①　**経費の請求先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選　挙　の　種　類 | 請求先 | 請求書の送付先 |
| 衆議院議員総選挙(最高裁判所裁判官国民審査を含む。)参議院議員通常選挙熊本県知事選挙熊本県議会議員選挙 | 熊本県知事 | 熊本県選挙管理委員会 |
| 他都道府県の国会議員の補欠選挙他都道府県の知事・議会議員選挙 | 当該都道府県知事 | 当該都道府県　選挙管理委員会 |
| 市町村長選挙市町村議会議員選挙 | 当該市町村長 | 当該市町村　選挙管理委員会 |

　　　　※　衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については、他都道府県の選挙人に

　　　　　よる不在者投票であっても、熊本県から経費をお支払いしますので、熊本県知

　　　　　事（熊本県選挙管理委員会）あてに請求してください。

②**経費の請求に要する書類**

　　　・　請求書【不在者投票事務経費】（様式１２）又は（様式１３）

　　　・　不在者投票者内訳書（様式１４）

* 請求書について、請求者名と口座名が同一及び口座名が同法人名、同法人の理事長名の場合は様式１２、相違する場合は様式１３をご使用ください。

なお、様式１２については、押印の見直しにより、一定の記載をしていただくと熊本県知事への請求の場合は電子メールで提出することも可能です。

　　③　**請求金額（１人当たりの単価）**

　　　　１，０７３円

　　　　(注)・　投票用紙等を請求したものの実際には投票しなかった人は対象外です。

　　　　　　・　複数の選挙が同時に行われる場合や投票を同時に行った場合に請求でき

　　　　　　　るのは、１人につき１，０７３円です。

　　　　　　※　数年に一度、当該単価が変更しますので、選挙の都度、県又は市区町村
　　　　　　　の選挙管理委員会から送付されてくる資料を十分ご確認ください。

|  |
| --- |
| 　経費の請求に要する書類及び記載例については、熊本県ホームページの選挙管理委員会のページに掲載しています。　ＵＲＬ　https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/50502.html |

**（２）外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費**

　　①　市区町村の選挙管理委員会が選定（人選）した者を、不在者投票管理者が外部立

　　　会人として選任し、投票に立ち会わせた場合（P１７「（２）外部立会人の選任方法

①」）は、不在者投票管理者から外部立会人に対し、謝金等を支払います。

　　　ア　**謝金等額**

　　　　　外部立会人への謝金等は、謝金（報酬）及び旅費（費用弁償）の額に限られ、

　　　　１日につき１０，９００円（８．５時間分）が基準（上限）とされており、実際

　　　　に従事した時間に相応した額となります。

　　　＜謝金等額の上限（１日分）＞　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事時間 | ～１h | ～２h | ～３h | ～４h | ～５h | ～６h | ～７h | ７h超 |
| 謝金等額 | 1,282 | 2,564 | 3,847 | 5,129 | 6,411 | 7,694 | 8,976 | 10,900 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　熊本県へ請求する場合

　　　　※　１回当たりの従事時間が７時間以下の場合で、１時間未満の端数があるとき

　　　　　は、１時間に切り上げてください。

　　　　※　１回当たりの従事時間が７時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間

　　　　　（１日分）としてください。

　　　イ　**経費の負担**

　　　　　**不在者投票管理者が外部立会人に対して謝金等を支払った場合、その選挙を管**

　　　　**理する選挙管理委員会に、その費用を請求することができます。**

　　　ウ　経費の請求に要する書類

　　　　・　請求書【不在者投票外部立会人経費】（様式２２）又は（様式２３）

* 請求書について、請求者名と口座名が同一及び口座名が同法人名、同法人の理事長名の場合は様式２２、相違する場合は様式２３をご使用ください。

　　　　・　不在者投票者内訳書（様式１４）

　　　　・　立会人に係る市区町村の選定通知の写し

　　　　・　謝金等に係る領収書の写し（様式２０）

　　　エ　経費の請求先は、原則として前ページ「（１）①」と同じになります。

|  |
| --- |
| **【留意事項】**　　選挙管理委員会に対して、外部立会人に要した経費を請求できるのは、市区町 村の選挙管理委員会が選定した外部立会人に係る経費のみであり、不在者投票管 理者（指定施設）が独自で選任した場合の立会人に係る経費は請求できませんの　で、御注意ください。 |

　　②　市区町村の選挙管理委員会が市町村の特別職の公務員として外部立会人を任命し、

　　　その者を不在者投票管理者がその外部立会人として選任し、投票に立ち会わせた場

　　　合（P１７「（２）外部立会人の選任方法②」）は、当該市区町村の選挙管理委員会

　　　が外部立会人に対して、当該市町村の条例等に基づき、報酬及び費用弁償の額を支

　　　払います。

　　　　なお、この場合、不在者投票管理者は、市区町村選挙管理委員会に対して実績報

　　　告書を提出します。

　　　ア　提出する書類

　　　　・　外部立会人実績報告書（様式２１）

　　　　・　不在者投票者内訳書（様式１４）

　　　　・　立会人に係る市区町村の選任通知の写し

　　　イ　提出先（送付先）

　　　　　施設が所在する市区町村長（施設が所在する市区町村選挙管理委員会）



様式１

これは、本人が直接請求する場合のみ必要です。

様式は市区町村の選挙管理委員会により、異なる場合があります。

|  |
| --- |
| **宣　誓　書（兼請求書）**私は、○○選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。* 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭、その他の用務に従事
* 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
* 疫病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
* 交通至難の島等に居住・滞在
* 住所移転のため、本市町村以外に居住
* 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難
 |
| 上記は、真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。なお、貴市区町村から転出している場合に、引続居住証明書が添付されていない場合には、引き続き熊本県の区域内に住所を有することの確認を申請します。　○○○選挙管理委員会委員長　様　令和○年○月○日 |
|  | 氏　　名 |  | 生年月日 |  |  |
|  | 現　　住　　所（送付先） |  |  |
|  | 選挙人名簿に記載されている住所 | （現住所と異なる場合のみ記載すること） |  |
| 　指定病院等で不在者投票を行う場合は、不在者投票を行う場所を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 投票しようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称 | 　　　　都 道　　　　　市 区　　　　　　町　　　　　　　番地　　　　府 県　　　　　　 郡　　　　　　村　　　　　　　番　　　　　号　【施設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

 |

様式２

選挙人から不在者投票管理者に対し

投票用紙等の交付を請求してほしい

旨の依頼をするときに必要です。

**依　頼　書**

　私は、令和○○年○○月○○日執行の○○選挙の投票を当○○病院（当○○老人ホーム、当○○身体障害者支援施設、当○○保護施設）で行いたいので、私に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるようお願いします。

　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　○○病院長（老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長）様

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住　　　所 | 選挙人名簿に記載されている住所 | 選挙人氏名 | 生年月日 | 依頼年月日 | 依頼印 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備　考

　　　依頼印の欄は施設の判断で省略して差し支えない。

選挙人の署名が難しい場合は、本人の意思を口頭等で確認のうえ、その確認をした不在者投票事務従事者の氏名やその日時等を備考欄等に記載すること。

　　　選挙人が県知事選挙又は県議会議員選挙において、市区町村選挙管理委員会の委員長に引き

続き同一県内の市区町村に住所を有することの確認を申請する場合は、備考欄に「引続居住」

と記載すること。

様式３

**請　求　書**

 不在者投票管理者が、選挙人の依頼

 に基づき、選挙人に代って市区町村

の選管に投票用紙などを請求すると

きに必要です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住　　 　所 | 選挙人名簿に記載されている住所 | 選 挙 人 氏 名 | 生年月日 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　上記の選挙人は、令和○○年○○月○○日執行の○○選挙の当日、入院中（入所中）のため当病院（当老人ホーム、当身体障害者支援施設、当保護施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第５０条第４項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　住　　所

　　　　　○○病院長（老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長）

　　　　　氏　　名

　○○県○○（市・区・町・村）選挙管理委員会委員長　様

備　考

　１．選挙人から公職選挙法施行令第50条第３項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点

　　字」と記載すること。

　２．選挙人が県知事選挙又は県議会議員選挙において、市区町村選挙管理委員会の委員長に引き

続き同一県内の市区町村に住所を有することの確認を申請する場合は、備考欄に「引続居住」

と記載すること。

　３．選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要は

　　ないが、当該請求に係る選挙を指定する文書を記載すること。

様式４

　県知事選挙又は県議会議員において、県内市町村間の住所移転者に対する証明書の様式

　（令第３４条の２の証明書）

【住所移転１回の場合】

　　　　　　　　**証　明　書**

　知事選挙、県議会議員選挙のときの

　みで、かつ、選挙人が県内市町村間

の住所移転者である場合のみに使用。

　　　住　所　　　○○県○○郡（市）○○町（村）大字○○○○番地

　　　氏　名

　上記の者は、令和○○年○○月○○日熊本県○○郡（市区）○○町（村）大字○○番地から熊本県の区域内の本市（区・町・村）の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

　　　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　○○（市区町村）長　　氏　　　名

【住所移転２回の場合】

　　　　　　　　**証　明　書**

　　　住　所　　　○○県○○郡（市）○○町（村）大字○○○○番地

　　　氏　名

　上記の者は、令和○○年○○月○○日熊本県○○郡（市区）○○町（村）大字○○番地から熊本県の区域内の○○郡（市区）○○町（村）大字○○番地に住所を移し、さらに令和○○年○○月○○日当該住所地から熊本県の区域内の本市（区・町・村）の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

　　　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　○○（市区町村）長　　氏　　　名

様式５

　　　**不在者投票用外封筒**

　記載の終わった投票は、様式６の内

封筒に入れて、さらにこの外封筒に

入れます。

表　　　　　　　　　　　　　　　　　裏

令和　　年　　月　　日　執　行

選　挙

不　在　者　投　票

（外　封　筒）

選挙管理委員会印

選挙人が自署する（代理投票のときは代理記載人が選挙人の氏名を記載する）

※代理記載人の氏名は仮投票の際のみ記載する。

注意　投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。

　　　公示日以前に投票するとあなたの投票は無効になります。

投　票　者　　○　○　○　○

代理記載人

第　投票区

　　　　　　男

整理

番号　　　　女

　　　交付市区町村名

　　　交付年月日　　令和　　年　　月　　日

　　　船員の属する投票区のある市区町村名

投票年月日　　令和　　年　　月　　日　　投票場所　　○ ○ ○ ○ ○

不在者投票管理者　　○ ○ ○ ○　　○ ○ ○　　○ ○ ○ ○

　　　　　　　　不在者投票立会人　　○　○　○　○

　　　　　　　　　　（立会人が署名する）

投票年月日を記入

立会人の氏名を

自書させる

「○○病院

　病院長○○○○」

等と不在者投票管

理者のフルネーム

を記載

　　（ゴム印でも可）

「○○病院○○室」等と具体的に記載

選管が記入する。

様式６

**不在者投票用内封筒**

記載の終わった投票は、これに入れて

封をします。

 　表　　　　　　　　　　　　　　　　　裏

（内　封　筒）

注意　　　この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、

外封筒に入れて、さらに封をしてください。

様式７

　　　**不在者投票証明書**

　本人が直接請求した場合に市区町村

選管委員長が本人に交付するもので

す。

|  |  |
| --- | --- |
| 選挙人の氏名 |  |
| 選挙人の生年月日 | 明治大正昭和　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日　　生平成 |
| 投票しようとする病院、老人ホームその 他 の 施 設の　　名　　　称 |  |
| その他の事項 |  |
| 選　　　　　　挙 | 令和○年○月○執行　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙 |

　　　上記のとおり証明する。

　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（市区町村）選挙管理委員会

　委員長

様式８

　　　**不在者投票証明書用封筒**

様式７の証明書を入れる封筒で、選

挙人はこれを開けてはなりません。

　　　　　　　　　　　表　　　　　　　　　　　　　　　裏

注意　　この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。

開封すると不在者投票はできません。

* 選　挙　人

　　　　　　　　　　　　　　不在者投票証明書在中

・

　　　　　　　　　　選挙管理委員会

委　員　長

（選挙人）

不在者投票証明書

の選挙人の氏名

市区町村選管委員長の印

様式９

　　　**不在者投票送致用封筒**

　不在者投票管理者が市区町村選管委

員長へ不在者投票を送付するときの

封筒見本です。

　　　　　　　　　　　　　　表　　　　　　　　　　　　　　　裏

所在地

施設名

職氏名

　　　県　　　市（郡）　　　町（村）　　　番地

　　　　　　　○　○　市　役　所　　（町村役場）内

　　　　○○市（区町村）選挙管理委員会委員長様

 選　挙

不在者投票在中

朱　書

様式１０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　市（区町村）選挙管理委員会委員長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

**不在者投票の送付について**

　　令和○○年○○月○○日執行の○○選挙に係る○月○日付けで交付を受けた下記の不

在者投票を別添のとおり送付します。

　　１　投票用紙及び不在者投票用封筒受領者名簿（　　　人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 投票区 | 名簿番号 | 住　　所 | 氏　　名 | 備考 |
| 　 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　　　２　連絡事項

○　○　市　（区・町・村）分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 備 　考様式１１　　　　**不在者投票処理簿（令和　　年　　月　　日執行　　　選挙）**　①不在者投票のてん末を明らかにするために必ずこの処理簿に記載し　②この処理簿の写しを市区町村の選　　挙管理委員会に送付してください。 |  |  |  |  | 備　考　１．投票用紙等を請求して、その交付を受け、退院（退所）、外泊等により、不在者投票のできる期間内に投票しなかった人については、その旨備考欄に記載し、　　　　　　直ちにその投票用紙等は、交付を受けた市区町村選管に返送してください。　　　　２．投票用紙等を請求して、選挙人名簿に登録されていないため、又は失権、誤載等のため、交付されなかった人については、備考欄にその旨記載してください。　　　　３．この処理簿は、投票用紙等を請求した市区町村ごとに区分して作成してください。 |
| 送致年月日 |  |  |  |  |  |
| 点字投票者(該当者に○印) |  |  |  |  |  |
| 代 理 投 票事　由　　補助者(署名) | 心身の故　記載者障その他 立会人 |  |  |  |  |
| 立会人(署名) |  |  |  |  |  |
| 投票年月日 |  |  |  |  |  |
| 投票用紙等　不在者投票施設名（　　　　　　　　　　　　）受領年月日 |  |  |  |  |  |
| 投票用紙等請求年月日 |  |  |  |  |  |
| 代理請求の依頼を受けた年月日 |  |  |  |  |  |
| 選挙人氏名 |  |  |  |  |  |
| 番　号 | １ | ２ | ３ | ４ | 計 |

様式１２

**請　　求　　書（不在者投票事務経費）**

請求金額　　　　　　　　　　　円

　ただし、令和　　年　　月　　日執行の　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙の

不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不在者投票施設名 | 単価 | 人数 | 金　　額 |
|  | 1,073 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　熊本県知事　様

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 口　座　名 |  |

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 紙・電子メール・ファクシミリ |
| 発行（作成）責任者 |  | 連絡先 |  |
| 担当者 |  | 連絡先 |  |

※提出先のメールアドレス　senkan43@pref.kumamoto.lg.jp（国政、知事、県議選時）

様式１２

**記入例**

**請　　求　　書（不在者投票事務経費）**

請求金額　　　**21,460**　　円

　ただし、令和**○○**年**○○**月**○○**日執行の　　　　**○○○○○○○○○○**　　　　選挙の

不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不在者投票施設名 | 単価 | 人数 | 金　　額 |
| **めいすい病院** | **1,073** | **20** | **21,460** |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和**○○**年**○○**月**○○**日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒**８６２－８５７０**

**請求者は必ず不在者投票管理者である病院長（施設長）となります。**

**法人に所属する施設は必ず法人名を記載してください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　請求者　　　　　　**医療法人　めいすい会**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**めいすい病院**

**病院長　八代　太郎**

**請求者と口座名義人が違う場合は様式１３で申請**

　熊本県知事　様

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　**○○**　　　　銀行　　　　　**○○**　　　　　支店 |
| 　　　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 | **ｲﾘｮｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾒｲｽｲｶｲ　　 ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｸﾏﾓﾄﾊﾅｺ****医療法人　めいすい会　理事長　熊本花子****（「医療法人めいすい会」、「めいすい病院　病院長　八代太郎」でも可）****法人に所属する施設は、法人の口座、法人の理事長口座、施設の施設長口座のいずれの口座でも請求者と同一という取扱いになります。** |

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 紙・電子メール・ファクシミリ |
| 発行（作成）責任者 | **山田　太郎** | 連絡先 | **０９６－１２３－４５６** |
| 担当者 | **山田　花子** | 連絡先 | **０９６－１２３－４５６** |

**電子メールで提出の際は必ずご記載ください。**

**こちらを記載せず、押印したものを郵送で提出することも可能です。**

様式１３

**請　　求　　書（不在者投票事務経費）**

請求金額　　　　　　　　　　　円

　ただし、令和　　年　　月　　日執行の　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙の

不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不在者投票施設名 | 単価 | 人数 | 金　　額 |
|  | 1,073 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者連絡先　　　　　　　　　　　　　　　）

　熊本県知事　様

**委　任　状**

　上記経費の受領を下記のとおり委任します。

　　　　　　　　　　　　　（委任者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　（受任者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 |  |

様式１３

**記入例**

**請　　求　　書（不在者投票事務経費）**

請求金額　　　**21,460**　　円

　ただし、令和**○○**年**○○**月**○○**日執行の　　　　**○○○○○○○○○○**　　　　選挙の

不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不在者投票施設名 | 単価 | 人数 | 金　　額 |
| **熊本市立養護老人ホームめいすい苑** | **1,073** | **20** | **21,460** |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和**○○**年**○○**月**○○**日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒**８６２－８５７０**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　請求者　　　　　　**熊本市立養護老人ホームめいすい苑**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**施設長　八代　太郎**

**施設長印**

**同じ印になります**

　熊本県知事　様

**委　任　状**

　上記経費の受領を下記のとおり委任します。

　　　　　　　　　　　　　（委任者）住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**熊本市立養護老人ホームめいすい苑**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**施設長　八代　太郎**

　　　　　　　　　　　　　（受任者）住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**社会福祉法人　めいすい事業団**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**理事長　熊本　花子**

**理事長印**

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　**○○**　　　　銀行　　　　　**○○**　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 | 　**ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝ　ﾒｲｽｲｼﾞｷﾞｮｳﾀﾞﾝ　 ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｸﾏﾓﾄﾊﾅｺ****社会福祉法人　めいすい事業団　理事長　熊本花子** |

　**※支払が委任となるもの（振込先が請求者と相違）は押印したものを郵送にて送付ください。**

**振込先が同法人名、同法人の理事長名となるものは様式１２で可**

様式１４

**不 在 者 投 票 者 内 訳 書**

不在者投票施設名（　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 選挙人の氏名 | 投票送致先の市区町村選管名 | 投票年月日 | 投票送致年月日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　請求書に添付してください。

※　不在者投票施設ごとに作成してください。

様式１４

**記入例**

**不 在 者 投 票 者 内 訳 書**

　不在者投票施設名（**熊本市立養護老人ホーム　めいすい苑**）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 選挙人の氏名 | 投票送致先の市区町村選管名 | 投票年月日 | 投票送致年月日 |
| **１** | **天草　二郎** | **熊本市東区** | **Ｒ○○.○○.○○** | **Ｒ○○.○○.○○** |
| **２** | **人吉　三郎** | **八代市** | **Ｒ○○.○○.○○** | **Ｒ○○.○○.○○** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　請求書に添付してください。

※　不在者投票施設ごとに作成してください。

様式１５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（市区町村）選挙管理委員会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設の長）

外部立会人の選定について（依頼）

　当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条第１項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第９項の規定に基づき立会人の選定をお願いいたします。

記

日　　　時：　　　　年　　　月　　　日（　）　　　：　　　～　　　：

選挙の種類：　　　　　　　　　　　　　　　選挙

場　　　所：

施　設　名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

様式１６

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（外部立会人）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（市区町村）選挙管理委員会

外部立会人の　　選定　／　任命　　について（通知）

　あなたを、下記のとおり行われる指定病院等における不在者投票の外部立会人に　　選定　／　任命　　しましたので、通知します。

記

日　　　時：　　　　年　　　月　　　日（　）　　　：　　　～　　　：

選挙の種類：　　　　　　　　　　　　　　　選挙

場　　　所：

施　設　名：

施設担当者：

電話番号：

備　　　考：

様式１７

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（指定施設の長）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（市区町村）選挙管理委員会

外部立会人の　　選定　／　任命　　について（通知）

　貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を　　選定　／　任命　　しましたので、通知します。

記

立会人氏名：

（ふりがな）

立会人住所：

立会人連絡先：

立会日時：　　　　年　　　月　　　日（　）　　　：　　　～　　　：

貴施設からの謝金等の支払の要否　　　　　　　必　　要　・　不　　要

様式１８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**立　会　人　選　任　書**

　（外部立会人）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設の長）

　あなたを、下記のとおり、令和　　年　　月　　日執行の○○○○選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

　なお、当日は、立会開始時刻の　　　　分前までに　　　　　　　　　　　に、おいでください。

記

立会日時：　　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　：

不在者投票の実施場所：○○○○病院　○○○○会議室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

様式１９

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**立　会　人　承　諾　書**

　（施設の長）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名(自署)）

　下記のとおり、令和　　年　　月　　日執行の○○○○選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　：

不在者投票の実施場所：○○○○病院　○○○○会議室

様式２０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**領　　収　　書**

　（施設の長）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　但し、不在者投票の外部立会人に係る謝金等について、上記、正に領収しました。

立会日時：　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　：

　　　　　　　　　　　　　うち休憩時間　　　　：　　　～　　　：

不在者投票の実施場所：○○○○病院　○○○○会議室

選挙の種類：　　　　　　　　　　　　　　　選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名(自署)）

様式２１

**外 部 立 会 人 実 績 報 告 書**

　令和　　年　　月　　日執行の○○○○選挙における外部立会人に係る経費を下記のとおり報告します。

　令和　　年　　月　　日

　（市町村）選挙管理委員会委員長　様

　　　　　　　　　　　　　　外部立会人（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名(自署)）

記

不在者投票立ち会いの実績

　立会日時：　　　　年　　　月　　　日（　）　　　：　　　～　　　：

　立会場所：

　立会人氏名：

不在者投票者の総数　　　　　　　　　　人

要した経費の額　　　　　　　　　　　　円

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 |  |

上記のとおり不在者投票に立ち会ったことを認めます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（不在者投票管理者）

※　立会人に係る市区町村の選定通知の写しを添付してください。

様式２２

**請　　求　　書（不在者投票外部立会人経費）**

請求金額　　　　　円

　ただし、令和　　年　　月　　日執行の　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙の

不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 立会日 | 立会時間 | 謝金等請求額 | 外部立会人氏名 | 備考 |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
| 合　　計 | 円 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　熊本県知事　様

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 |  |

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 紙・電子メール・ファクシミリ |
| 発行（作成）責任者 |  | 連絡先 |  |
| 担当者 |  | 連絡先 |  |

※提出先のメールアドレス　senkan43@pref.kumamoto.lg.jp（国政、知事、県議選時）

様式２２

**記入例**

**請　　求　　書（不在者投票外部立会人経費）**

請求金額　　　**3,847**　　円

　ただし、令和**○○**年**○○**月**○○**日執行の　　　　**○○○○○○○○○○**　　　　選挙の

不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 立会日 | 立会時間 | 謝金等請求額 | 外部立会人氏名 | 備考 |
| **R○○.○○.○○** |  **9**：**00**～**12**：**00** | **3,847**円 | **甲山　乙夫** |  |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
| 合　　計 | 円 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和**○○**年**○○**月**○○**日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒**８６２－８５７０**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　請求者　　　　　　**医療法人　めいすい会**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**めいすい病院**

**病院長　八代　太郎**

**請求者と口座名義人が違う場合は様式２３で申請**

　熊本県知事　様

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　**○○**　　　　銀行　　　　　**○○**　　　　　支店 |
| 　　　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 | **ｲﾘｮｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾒｲｽｲｶｲ　　 ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｸﾏﾓﾄﾊﾅｺ****医療法人　めいすい会　理事長　熊本花子****（「めいすい病院　病院長　八代　太郎」でも可）** |

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 紙・電子メール・ファクシミリ |
| 発行（作成）責任者 | **山田　太郎** | 連絡先 | **０９６－１２３－４５６** |
| 担当者 | **山田　花子** | 連絡先 | **０９６－１２３－４５６** |

様式２３

**請　　求　　書（不在者投票外部立会人経費）**

請求金額　　　　　　　　　　　円

　ただし、令和　　年　　月　　日執行の　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙の

不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 立会日 | 立会時間 | 謝金等請求額 | 外部立会人氏名 | 備考 |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
| 合　　計 | 円 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者連絡先　　　　　　　　　　　　　　　）

　熊本県知事　様

**委　任　状**

　上記経費の受領を下記のとおり委任します。

　　　　　　　　　　　　　（委任者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　（受任者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 |  |

様式２３

**記入例**

**記入例**

**請　　求　　書（不在者投票外部立会人経費）**

請求金額　　　**3,847**　　円

　ただし、令和**○○**年**○○**月**○○**日執行の　　　　**○○○○○○○○○○**　　　　選挙の

不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 立会日 | 立会時間 | 謝金等請求額 | 外部立会人氏名 | 備考 |
| **R○○.○○.○○** |  **9**：**00**～**12**：**00** | **3,847**円 | **甲山　乙夫** |  |
|  | ：　～　： | 円 |  |  |
| 合　　計 | 円 |  |  |

　※　選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

　令和**○○**年**○○**月**○○**日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒**８６２－８５７０**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　請求者　　　　　　**めいすい病院**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**病院長　八代　太郎**

　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者連絡先　**096-383-1111　山田**　　　　）

**病院長印**

**同じ印になります**

　熊本県知事　様

**委　任　状**

　上記経費の受領を下記のとおり委任します。

　　　　　　　　　　　　　（委任者）住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**熊本市立養護老人ホームめいすい苑**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**施設長　八代　太郎**

　　　　　　　　　　　　　（受任者）住　所　　**熊本市中央区水前寺６－１８－１**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**社会福祉法人　めいすい事業団**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　**理事長　熊本　花子**

**理事長印**

（振込先）

|  |
| --- |
| 金融機関名　　　　**○○**　　　　銀行　　　　　**○○**　　　　　支店 |
| 　　普通預金　・　当座預金 | 口座番号 | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** | **１** |
| フ　リ　ガ　ナ口 座 名 義 人 | 　**ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝ　ﾒｲｽｲｼﾞｷﾞｮｳﾀﾞﾝ　 ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｸﾏﾓﾄﾊﾅｺ****社会福祉法人　めいすい事業団　理事長　熊本花子** |

(施設指定申請書の様式)

第37号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　熊本県選挙管理委員会委員長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病院（施設）の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病院（施設）長　氏　名

不在者投票をすることができる病院（施設）の指定について（申請）

　公職選挙法施行令第５５条第２項及び第４項第２号の規定による不在者投票をすることができる病院（施設）として当病院（施設）を指定されるよう熊本県公職選挙執行規定第３０条第２項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

所在地

　病床数（入所定員）　病院の場合は科目ごとに記載

　入院（入所）者数　　　　月　　日現在　　人

　開設許可年月日

職員数

設置主体

経営主体

面積　　　建物　　　　㎡　　　敷地　　　　㎡

最寄りの投票所までの距離　　　　　　　　　㎞

その他の参考事項

（添付書類）

　１　建物の平面図（略図で可）

　　　指定された場合の不在者投票記載所となる室等を図示すること。

　２　施設から投票所までの付近見取図

　３　開設（設置）許可指令書（写）

　４　法人定款の写（設置又は経営者が法人の場合）

　　　条例の写　　（　　　　〃　　　公共団体の場合）

　５　入院（入所）規程又はこれに準ずるもの

　６　その他の参考資料

(参考資料)

１　入所者の入所状況

合　計

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 　入所時間年　齢 | ～１ヶ月 | １ヶ月～６ヶ月 | ６ヶ月～12ヶ月 | １年～２年 | ２年～３年 | ３年～５年 | ５年以上 | 計 |
| ２０～２９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０～３９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４０～４９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５０～５９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６０～６９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７０～７９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８０～８９ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９０～ | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | 男 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |

２　入所者の居住地別内訳（選挙人名簿に登録されている市区町村を記入すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市区町村名 | 入所者数 | 左記のうち選挙がどういうものか認識できない人の数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 | 人 | 人 |

３　職員数及びその内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　職種診療科目 |  |  |  |  |  |  |  | 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　※上記職員のうち有権者数　　　　　　　人

　　　{「職員名簿」及び「職員勤務シフト表」（既存のものの写しで可）を添付してください。}

４　職員のうちで投票事務に予定している人数等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　名 | 諸　　注　　意　　等 | 人　数 |
| 不在者投票管理者 | 原則として、病院長・施設長があたる |  |
| 職務代理者 | 管理者に事故等があった場合、その任務に当たる |  |
| 不在者投票立会人 | 選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選任する |  |
| 事務従事者 |  |  |
|  | うち 代理投票の補助者 | 事務従事者から２人定める |  |
| 計 |  | 人 |

※　不在者投票の執行には、このように不在者投票管理者１名、不在者投票立会人１名、そして、選挙人から代理投票の申出があった場合には代理投票の補助者が別に２名必要であり、最低でも計４名（事務従事者を不在者投票管理者が兼任する場合）必要であるできれば、事務従事者を別途定めることが望ましい。そして、管理者に事故等があった場合のために、職務代理者を１名選任しておくことが必要となる。

５　投票記載所について

　　（１）　記載所に予定している室内の簡単な見取り図

　　　　　　（例）１階　会議室

９ｍ

管理者等

記載台

投票箱

７ｍ

め

窓

入口

出口

　面積　　　　　　　６３㎡

＊　添付図面と同じ向きで作成すること

記載所見取り図

（２）　記載所から最も遠い病室までの距離と記載所まで来る方法

　　　　　　最長距離　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ

　　　　　　来所方法

　　　　　　（途中、階段及びエレベーター部分の有無）

　　　　　　１．有（　　　階から　　階まで）　　２．無

(施設指定の辞退届出の様式)

せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　熊本県選挙管理委員会委員長　様

病院（施設）の名称

病院（施設）長　氏　名

不在者投票をすることのできる施設の指定辞退について

　　不在者投票をすることのできる施設としての指定を下記事由により辞退します。

記

第39号様式

※「指定病院」、「指定老人ホーム」等が指定を辞退することとなった場合、この様式により当

　委員会まで届出てください。

(施設指定の変更届出の様式)

番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　熊本県選挙管理委員会委員長　様

病院（施設）の名称

病院（施設）長　氏　名

不在者投票をすることのできる施設の（名称、所在地）の変更について

　　下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事項 | 変更内容 |
| （名称、所在地） | 新 |  |
| 旧 |  |

第40号様式

※「指定病院」、「指定老人ホーム」等の名称及び所在地に異動が生じた場合、この様式で届出

　てください。

**１　関係法令**

**○　公職選挙法**

**（代理投票）**

**第４８条** 　身心の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第４６条第１項から第３項まで、第５０条第４項及び第５項並びに第６８条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

**２** 　前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者２人を定め、その１人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）１人の氏名、１の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は１の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の１人をこれに立ち会わせなければならない。

**３**　（略）

**（期日前投票）**

**第４８条の２** 　選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第４４条第１項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

**一** 　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

**二** 　用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

**三** 　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

**四** 　交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

**五** 　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

**六**　 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

（以下略）

**（不在者投票）**

**第４９条** 　前条第１項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第４２条第１項ただし書、第４４条、第４５条、第４６条第１項から第３項まで、第４８条及び第５０条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

**２～８**（略）

**９**　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

**（職権濫用による選挙の自由妨害罪）**

**第２２６条** 　選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、４年以下の禁錮に処する。

**２** 　国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、６月以下の禁錮又は３０万円以下の罰金に処する。

**（投票の秘密侵害罪）**

**第２２７条** 　中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第４８条第２項の規定により投票を補助すべき者及び第４９条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、２年以下の禁錮又は３０万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

**（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）**

**第２３７条** 　選挙人でない者が投票をしたときは、１年以下の禁錮又は３０万円以下の罰金に処する。

**２** 　氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、２年以下の禁錮又は３０万円以下の罰金に処する。

**３** 　投票を偽造し又はその数を増減した者は、３年以下の懲役若しくは禁錮又は５０万円以下の罰金に処する。

**４** 　中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、５年以下の懲役若しくは禁錮又は５０万円以下の罰金に処する。

**（立会人の義務を怠る罪）**

**第２３８条** 　立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、２０万円以下の罰金に処する。

**○　公職選挙法施行令**

**（投票用紙及び投票用封筒の請求）**

**第５０条** 　選挙の当日法第４８条の２第１項 各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法 （昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第２９条 に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホー厶（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 （平成６年法律第１１７号）第３９条 の規定により同法第１条 に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令 （平成１２年政令第２５２号）第１４９条 に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法 （昭和２４年法律第２８３号）第４条 に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法 （平成１７年法律第１２３号）第５条第１３項 に規定する障害者支援施設及び同条第２３項 に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法 （昭和２５年法律第１４４号）第３８条第１項 に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法 （平成１４年法律第１７１号）第１２条第１項第七号 に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

（以下略）

**（不在者投票管理者）**

**第５５条** 　（中略）

**２** 　都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第５０条第１項の規定による請求をしたもの（第５８条第一項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホー厶の長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を法第４９条第１項 に規定する不在者投票管理者とする。

（中略）

**４** 　次の各号に掲げる者の不在者投票については、前３項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第４９条第１項 に規定する不在者投票管理者とする。

（中略）

**二** 　都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第５０条第１項若しくは第２項又は第５１条第１項の規定による請求をしたものを除く。）　当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホー厶の長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長

（以下略）

**（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法）**

**第５６条** 　第５３条第１項第１号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（前条第４項第１号及び第３号から第５号までに掲げる者を除く。）は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入つている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入つている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者１人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第８６条の２第１項 の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第８６条の３第１項 の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第四項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

**２** 　第５４条第１項第１号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者１人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

**３** 　前２項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。

**４** 　第１項又は第２項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第４８条 の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者２人を定め、その１人の立会いの下に他の１人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

**５** 　第４１条第１項から第３項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第８６条の２第１項 の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第８６条の３第１項 の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

**６** 　第３２条の規定は、第１項又は第２項の規定による投票について準用する。

**○　熊本県公職選挙執行規程**

**（病院等の指定）**

**第３０条**　令第５５条第２項の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「病院等」という。)は、次のとおりとする。

(1)　医療法(昭和２３年法律第２０５号)にいう病院で、おおむね５０人以上の患者を収容するにたるベッドを有する病院

(2)　収容定員がおおむね５０人(養護老人ホームに併設する特別養護老人ホームにあっては、おおむね３０人)以上の規模を有する老人ホーム

(3)　前号の規模を有する身体障害者支援施設又は保護施設

(4)　その他県委員会が適正な管理執行が確保できると特に認める病院等

**２**　前項の指定は、病院等の申請により行う。

**３**　前項の申請及び指定は、別記第３７様式及び第３８号様式によらなければならない。

**４**　第２項の規定により指定を受けた病院等は、第1項の規定に該当しなくなったとき、閉鎖されたとき又は指定を辞退しようとするときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。指定された病院等の名称若しくは所在地を変更したときも、同様とする。

**５**　前項の報告は、別記第３９号様式及び第４０号様式によらなければならない。

**２　実例判例**

(1) 不在者投票の方法

○　指定病院におけるベッド上の不在者投票の可否

（昭27.9.25　自丙選第73号　栃木県選管宛自治庁選挙部長回答）

問　指定病院におけるベッド上の不在者投票ができるか。

答　原則として投票記載に必要な設備をした場所ですべきであるが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者が管理し、立会人が実在する限りベッド上でなし得ると解する。

(2) 不在者投票管理者

○　不在者投票管理者である院長の職務代理者

（昭29.4.23　自丙選第47号　和歌山県選管宛自治庁選挙部長回答）

問　公選法施行令第55号第2項に規定する指定病院の院長は、やむを得ない用務のため長期旅行中等の場合、病院の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は病院の事務局の職員が不在者投票管理者の職務を補助施行できるか。

答　院長の職務を代行すべき医師又は歯科医師が不在者投票管理者となることができる。

○　指定病院の院長が候補者となった場合

（昭33.10.6　自丙選第47号　千葉県選管あて電話連絡）

問　不在者投票管理者たる指定病院の院長が候補者となった場合においては、当該候補者となった選挙のみならず候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙の不在者投票管理者となることができないか。

答　お見込みのとおり。

○　指定病院長が候補者となった場合の措置

（昭37.4.5　佐賀県選管あて電話連絡）

問　不在者投票管理者たる病院長が市長選挙に立候補する場合は、病院長の職務を代行する者が、不在者投票管理者となるわけであるが、その者が候補者の子であるときは、候補者の故をもって不在者投票管理者としないわけにならないが、如何なる方法によるべきか。

答　当該実子は法令上不在者投票管理者となるものであるから、立会人の選任について得に留意し、その厳正な立会いのもとに不在者投票を執行する等特別の配慮をすることが適当である。

○　分院の設置と不在者投票を管理すべき病院の指定との関係

（昭31.2.20　自丙選管発第19号　島根県選管あて自治庁選挙部長回答）

問　公選法施行令（令という。）第55号第2項（現行4項）の指定を受けている病院（本院という。）に今般分院が設けられたのでありますが、この分院における不在者投票について

１　本院とは別個の病院として、この分院自体令第55号第2項（現行4項）の指定を受けない限り、分院においては不在者投票はできないと解すべきか。

２　令第55号第2項（現行4項）の指定を受けなくても、本院院長の管理のもとにおいてするのであれば、分院においても不在者投票は可能であると解すべきか。

答１　所問の場合においては、お見込みのとおり。

　２　１により処置されたい。

(3) 不在者投票の立会人

○　不在者投票の立会人

（質疑集）

問　特別投票（現行の不在者投票）に立ちあわしめる者は１人でよいか。

答　１人で差し支えない。

○　不在者投票管理又は、補助執行者が不在者投票立会人を兼ねることの可否

（昭49.11.5　最高裁判決）

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を管理執行する執行機関であり、これに対し、立会人は、選挙が自由にかつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関である。したがって、右両者のこのような立場の違い、そして、公選法及び同法施行令が性格が異なるこの両者を不在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨にかんがみれば、同一人が右両者の地位を兼ねることは、法律上許されないものと解するのが、相当である。また、不在者投票管理者が不在で、ただ1人の補助執行者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、右補助執行者は実質上の不在者投票管理者というべきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、右と同様の理由により、許されないものというべきである。そして、不在者投票管理者又は右のような実質上の不在者投票管理者たる補助執行者が立会人を兼ねた間にされた不在者投票は、実質的には立会人を欠いたものとして、選挙の管理執行に関する規定に違反した違法のものといわなければならない。

(4) 不在者投票封筒の記載もれ

○　不在者投票用封筒の記載もれ

（昭10.10.5　和知局第134号　和歌山県知事あて地方局長回答）

　不在者投票用封筒に選挙人が其の氏名の記載を失念したときは顛末書名簿の附箋に徴し不在者投票を為したる者只1人なる事実明らかなる場合と雖も受理すべからざるものとす。

○　封筒の署名を誤った場合の不在者投票

（昭42.4.15　佐賀県選管あて電話回答）

問　「○○きみえ」なる氏名の場合に、不在者投票用封筒の選挙人本人の署名を「○○みきえ」とした場合は受理してよいか。

答　本人の署名が誤記であると確認できれば、受理してさしつかえない。

○　不在者投票用封筒に日付記載もれ

（昭5.1.30　佐賀県知事あて地方局長電話回答）

問　不在者投票用封筒に年月を記載し、日のかけるは受理すべきや。

答　受理すべきにあらず。

○　不在者投票証明書封筒が開披されている場合

（昭10.5.2　地発第35号　各地方局長あて通牒）

問　本条第２項（公選令53）特別投票者証明書（現、不在者投票証明書）封筒を選挙人が誤って開披せる儘提出したる場合投票を為さしむべきや否やは投票立会人の意見を聞き投票管理者之を決定すべきものと存するも如何。

答　誤って開披せると否とは問わず封筒を開披して提出したる場合に於いては投票を拒否すべきものとす、尚此の場合立会人の意見を聴くべき旨の規定なし。

○　管理手続きのかしが不在者投票を無効ならしめる場合

（昭35.10.24　名古屋高裁金沢支部判決）

不在者投票において選挙人が自ら投票用封筒の封をすることなく選挙事務従事者にこれを交付し、選挙事務従事者が選挙人の面前を離れたのちこれに気付いて自ら封をしたときは、不在者投票の管理に関する選挙人の規定に違反するものであり、その投票は無効と解すべきである。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **３　各種公職の任期満了日** |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 〔令和5年2月現在〕 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | （任期） |
| 衆議院議員 | 令和7年10月30日 |  | 衆議院議員 |  |  |  | ４年 |
| 参議院議員 | 令和8年 7月25日 |  | 参議院議員 |  |  |  | ６年 |
| 〃 | 令和7年 7月28日 |  | 　（３年ごとに半数ずつ改選） |
| 県　知　事 | 令和6年 4月15日 |  | 県　知　事 |  |  | ４年 |
| 県議会議員 | 令和5年 4月29日 |  | 県議会議員 |  |  | ４年 |
|  |  |  |  |  |  |  | 市町村長 |  |  | ４年 |
|  |  |  |  |  |  |  | 市町村議会議員 |  |  | ４年 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 長の任期 | 議員の任期 | 　 | 長の任期 | 議員の任期 |
| 市町村名 | 満 了 日 |  満 了 日 | 市町村名 | 満 了 日 |  満 了 日 |
| 　 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 　 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |
| 熊本市 | 8 | 12 | 2 | 5 | 4 | 30 | 産山村 | 7 | 11 | 29 | 5 | 4 | 29 |
| 八代市 | 7 | 9 | 3 | 7 | 9 | 3 | 高森町 | 5 | 4 | 29 | 5 | 4 | 29 |
| 人吉市 | 5 | 4 | 30 | 5 | 4 | 30 | 南阿蘇村 | 7 | 3 | 5 | 7 | 3 | 5 |
| 荒尾市 | 7 | 2 | 4 | 5 | 4 | 30 | 西原村 | 8 | 7 | 30 | 6 | 9 | 24 |
| 水俣市 | 8 | 2 | 21 | 5 | 4 | 30 | 御船町 | 5 | 4 | 26 | 5 | 4 | 29 |
| 玉名市 | 7 | 11 | 12 | 7 | 11 | 12 | 嘉島町 | 5 | 2 | 10 | 5 | 2 | 28 |
| 天草市 | 7 | 2 | 20 | 8 | 4 | 22 | 益城町 | 8 | 5 | 4 | 5 | 4 | 29 |
| 山鹿市 | 7 | 2 | 19 | 7 | 2 | 19 | 甲佐町 | 5 | 8 | 31 | 5 | 2 | 28 |
| 菊池市 | 7 | 4 | 23 | 8 | 5 | 31 | 山都町 | 7 | 3 | 5 | 7 | 10 | 31 |
| 宇土市 | 8 | 4 | 28 | 8 | 10 | 20 | 氷川町 | 7 | 11 | 5 | 7 | 11 | 5 |
| 上天草市 | 8 | 12 | 13 | 7 | 4 | 30 | 芦北町 | 7 | 1 | 22 | 8 | 3 | 31 |
| 宇城市 | 7 | 2 | 26 | 8 | 4 | 30 | 津奈木町 | 7 | 7 | 24 | 5 | 4 | 30 |
| 阿蘇市 | 7 | 3 | 5 | 5 | 2 | 10 | 錦　町 | 5 | 4 | 26 | 5 | 4 | 20 |
| 合志市 | 8 | 4 | 1 | 5 | 4 | 30 | あさぎり町 | 5 | 4 | 26 | 6 | 4 | 30 |
| 美里町 | 6 | 12 | 4 | 8 | 4 | 30 | 多良木町 | 7 | 2 | 18 | 5 | 4 | 30 |
| 玉東町 | 7 | 1 | 27 | 5 | 4 | 29 | 湯前町 | 5 | 4 | 26 | 6 | 11 | 25 |
| 和水町 | 8 | 4 | 15 | 8 | 4 | 15 | 水上村 | 5 | 4 | 30 | 5 | 4 | 30 |
| 南関町 | 8 | 4 | 8 | 8 | 2 | 25 | 相良村 | 6 | 3 | 22 | 7 | 4 | 30 |
| 長洲町 | 7 | 5 | 8 | 7 | 10 | 19 | 五木村 | 5 | 10 | 20 | 7 | 8 | 3 |
| 大津町 | 7 | 2 | 9 | 7 | 2 | 28 | 山江村 | 8 | 8 | 1 | 5 | 4 | 29 |
| 菊陽町 | 8 | 10 | 13 | 5 | 5 | 1 | 球磨村 | 6 | 3 | 24 | 8 | 5 | 4 |
| 南小国町 | 5 | 4 | 25 | 5 | 4 | 30 | 苓北町 | 9 | 1 | 29 | 5 | 2 | 4 |
| 小国町 | 5 | 4 | 26 | 5 | 4 | 30 |  |  |  |  |  |  |  |

**県・市区町村選管所在地、電話番号一覧表**

熊本県選挙管理委員会　〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（直）096-333-2104

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市区町村名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
| 熊本市 | 〒860-0806 | 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル9F | 096-328-2771 |
| 熊本市中央区 | 〒860-8601 | 熊本市中央区手取本町1-1 | 096-328-2610 |
| 熊本市東区 | 〒862-8555 | 熊本市東区東本町16-30 | 096-367-9121 |
| 熊本市西区 | 〒861-5292 | 熊本市西区小島二丁目7-1 | 096-329-1142 |
| 熊本市南区 | 〒861-4189 | 熊本市南区富合町清藤405-3 | 096-357-4112 |
| 熊本市北区 | 〒861-0195 | 熊本市北区植木町岩野238-1 | 096-272-1110 |
| 八代市 | 〒869-4703 | 八代市千丁町新牟田1502-1 | 0965-30-1663 |
| 人吉市 | 〒868-8601 | 人吉市西間下町7-1 | 0966-24-5308 |
| 荒尾市 | 〒864-8686 | 荒尾市宮内出目390 | 0968-63-1254 |
| 水俣市 | 〒867-8555 | 水俣市陣内１丁目1-1 | 0966-61-1641 |
| 玉名市 | 〒865-8501 | 玉名市岩崎163 | 0968-75-1157 |
| 天草市 | 〒863-8631 | 天草市東浜町8-1 | 0969-32-7878 |
| 山鹿市 | 〒861-0592 | 山鹿市山鹿987-3 | 0968-43-1594 |
| 菊池市 | 〒861-1392 | 菊池市隈府888 | 0968-25-7201 |
| 宇土市 | 〒869-0492 | 宇土市浦田町51 | 0964-22-1111 |
| 上天草市 | 〒869-3692 | 上天草市大矢野町上1514 | 0964-56-1111 |
| 宇城市 | 〒869-0592 | 宇城市松橋町大野85 | 0964-32-1798 |
| 阿蘇市 | 〒869-2695 | 阿蘇市一の宮町宮地504-1 | 0967-22-3239 |
| 合志市 | 〒861-1195 | 合志市竹迫2140 | 096-248-1112 |
| 美里町 | 〒861-4492 | 下益城郡美里町馬場1100 | 0964-46-2111 |
| 玉東町 | 〒869-0303 | 玉名郡玉東町大字木葉759 | 0968-85-3111 |
| 和水町 | 〒865-0192 | 玉名郡和水町江田3886 | 0968-86-5720 |
| 南関町 | 〒861-0803 | 玉名郡南関町関町64 | 0968-53-1111 |
| 長洲町 | 〒869-0198 | 玉名郡長洲町大字長洲2766 | 0968-78-3111 |
| 大津町 | 〒869-1292 | 菊池郡大津町大字大津1233 | 096-293-3111 |
| 菊陽町 | 〒869-1192 | 菊陽町大字久保田2800 | 096-232-2111 |
| 南小国町 | 〒869-2492 | 阿蘇郡南小国町大字赤馬場143 | 0967-42-1112 |
| 小国町 | 〒869-2592 | 阿蘇郡小国町大字宮原1567-1 | 0967-46-2111 |
| 産山村 | 〒869-2703 | 阿蘇郡産山村大字山鹿488-3 | 0967-25-2211 |
| 高森町 | 〒869-1602 | 阿蘇郡高森町大字高森2168 | 0967-62-1111 |
| 南阿蘇村 | 〒869-1404 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1 | 0967-67-1111 |
| 西原村 | 〒861-2492 | 阿蘇郡西原村大字小森3259 | 096-279-3111 |
| 御船町 | 〒861-3296 | 上益城郡御船町大字御船995-1 | 096-282-1111 |
| 嘉島町 | 〒861-3192 | 上益城郡嘉島町上島530 | 096-237-1112 |
| 益城町 | 〒861-2295 | 上益城郡益城町木山594 | 096-286-3111 |
| 甲佐町 | 〒861-4696 | 上益城郡甲佐町豊内719-4 | 096-234-1140 |
| 山都町 | 〒861-3592 | 上益城郡山都町浜町6 | 0967-72-1111 |
| 氷川町 | 〒869-4814 | 八代郡氷川町島地642 | 0965-52-7111 |
| 芦北町 | 〒869-5498 | 葦北郡芦北町大字芦北2015 | 0966-82-2511 |
| 津奈木町 | 〒869-5692 | 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123 | 0966-78-3111 |
| 錦　町 | 〒868-0302 | 球磨郡錦町大字一武1587 | 0966-38-1111 |
| あさぎり町 | 〒868-0408 | 球磨郡あさぎり町免田東1199 | 0966-45-1111 |
| 多良木町 | 〒868-0595 | 球磨郡多良木町大字多良木1648 | 0966-42-6111 |
| 湯前町 | 〒868-0621 | 球磨郡湯前町1989-1 | 0966-43-4111 |
| 水上村 | 〒868-0795 | 球磨郡水上村大字岩野90 | 0966-44-0311 |
| 相良村 | 〒868-8501 | 球磨郡相良村大字深水2500-1 | 0966-35-0211 |
| 五木村 | 〒868-0201 | 球磨郡五木村甲2672-7 | 0966-37-2211 |
| 山江村 | 〒868-8502 | 球磨郡山江村大字山田甲1356-1 | 0966-23-3111 |
| 球磨村 | 〒869-6401 | 球磨郡球磨村大字渡丙1730 | 0966-32-1111 |
| 苓北町 | 〒863-2503 | 天草郡苓北町志岐660 | 0969-35-1111 |